

なってくると、そちらの方に移動することも想定しなければならない。あるいは、皮膚科と耳鼻咽喉科、これも間もなく開院予定されているということでもありますから、そう大きな影響ではないかもしれませんが、耳鼻咽喉科に通院されている方も市民には結構おられますので、そういった方もある面では今度は影響してくるとなりますと、長井病院の経営管理というのは大変な状態だと思うんです。そういう面でもふんどしを締め直してまずこの経営管理をどうするかと。

いわゆる私さっきから申し上げておりますように、今の長井市の医療環境で不足する部分、これを充足するというところに力点を置いて、しっかりした経営に当たっていただきたいということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

大沼 久委員長 次に順位2番、議席番号17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 私が今回通告しております件でありますけれども、3点ですが、それぞれに「食の安全安心＝レインボープラン特区」、その周辺のことについてだけ3件でございます。

これの本題については6月の定例議会で質疑があったりして、予算的には可決されている部分でございますので、その周辺のところを3点についてそれぞれの通告している皆さんにご質問申し上げたいと思います。

本日は予算委員会ですから、本来、農業委員会の会長は出席する必要のない会議でございますが、私とその経過についてお聞きしなければならないということで、通告を、出席の要請をしておいたところ、大変、ありがたく思っているところでございます。よろしくご答弁お願いしたいと思います。

最初に「食の安心安全＝レインボー特区」の

農業委員会事務局長などの人事異動について最初に農業委員会の会長にお聞かせを願いたいと思いますが、私もこの人事のことですから、これ人傷つけてもいけないわけですし、質疑も慎重にしていきたいなというふうに思いまして、それぞれの関係する資料を、これまでいただいた資料を準備をして、一つのファイルにしてみました。これレインボープランに関する、特区に関する全部の、私がこれまでいただいた全部の資料を持ってきましたが、もう一つは農業委員会の総会にかけられた議案なども含めて、農業委員の方に写しをいただいている部分もあります。そのような資料に基づいて質疑をしたいと思います。

最初に人事異動が4月以降、4月1日に定期の人事異動があった後、人事異動が出されたのは2回ですね、7月1日に課長級、農業委員会事務局長遠藤正明さん、主幹級、農山村整備主幹、蜂谷潔さん。補佐級、農林課補佐、孫田邦彦さん、この3名の異動がありまして、8月2日事務連絡の日にちで、8月1日付で総務課付主任、高橋美智子さん。7月31日付退職者、佐竹和夫さん。これが私のところに、議会の方に連絡のあったものであります。

そこで、今回この部分で質疑したいところは農業委員会の事務局長のところであります。農業委員会の事務局長というのは市長部局から派遣という形で農業委員会の事務局長に就任すると思うんですね。いつごろこの人事異動を、これ市長部局と相談なさったと思うんですね。4月に人事異動があってもまだ2カ月ですから、会長が勝手に人事したとは私は考えていないので、いつそういう協議を市長部局の方から、だれに話されたか、まずそこを先にお聞かせください。大沼 久委員長 長谷部惣一農業委員会会長。長谷部惣一農業委員会会長 お答えいたします。

人事異動でございますので、市長が職員の異動を行い、農業委員も承認をしたということで

ございます。

農業委員会の委員の任命は農業委員会などに関する法律第20条第3項による農業委員会が任命するとなっております。したがって、農業委員会の職員の任命についても農業委員会の決議によって行われ、辞令は長井市農業委員会名で発令しております。

今回の異動に関しては急な異動ということでございますので、農業委員会の中の運営委員会で市長と協議し承認の上辞令を発令しております。なお、農業委員会全体として7月6日の全員協議会に報告し、7月9日の第7回農業委員会総会で承認しております。

どのような話し合いがなされたのかということでございますが、市長と前段の話し合いは不十分であると指摘がございまして、運営委員会で市長と協議をしておりますが、市長からは今後とも十分配慮していくとの回答を得られましたので、このことをご説明申し上げ、了解をいただいたところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 農業委員会の任命については確かに今農業委員会などに関する法律の20条によって確かにそういうふうにご決められているわけですが、私が言ったのは、今聞いたのはその任命する、権利を持っているのは農業委員会、その代表権を持っている会長が先に協議をしたのではないかと思うんですね。それをいつしたんですかというふうに聞いたんで、その部分だけお答えください。

大沼 久委員長 長谷部惣一農業委員会会長。
長谷部惣一農業委員会会長 お答えいたします。

人事異動に関しての運営委員会と市長との協議はいつ行われたのかということでございますけれども、7月1日と6日の全員協議会の開催後、2回行っております。

以上でございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 ですから、その7月1日の日の辞令ですね。するとその日に、7月1日の日にだれとその協議をしたんですかと。市長部局の方と相談しなければいけないですね。さっきの言葉で言うと市長との話し合いの中ではというふうに言いましたが、市長と、市長は不十分だと言ったんですね。市長とほかにだれかいたんですか。1対1ですか、それとも運営委員の方と、当局の方はまだほかにおられたんですか。

大沼 久委員長 長谷部惣一農業委員会会長。
長谷部惣一農業委員会会長 お答えします。

ちょうど6月30日の午後の6時ごろでありましたか、前蜂谷局長より私の方に電話がありました。そして私が農林課の方へ今度異動することになったというようなことで、私も本当にとっさ的にございましたので、すぐにこのことについては市長に電話をいたしたんですけれども、電話がつながらなかったというようなことでございます。即代理の方にも、私の農業委員会の代理にも電話をしたらば、連絡がつかなかったということでございます。7月1日の日に今度すぐに農業委員会の代理と電話がとれましたので、一大事が出たというようなことでございますので、即、運営委員会を開催したと。そして私も1日でございますから、役所に来なければならぬという、そういう日程もありましたので、うちを出るちょうど前の時間でございまして、市長から私の方に、私がまだうちにいるとき市長から電話をもらったわけでございます。それで、市長もいろいろお話をして、そして、いや、とっさ的には市長大変連絡なしでは大変困るというようなことを私は一話をしまして、市長も役所関係にお出かけになるなりというようなことでございますので、そう長く電話はとれなかったんで、肝心なところだけを市長と話をし、そしてお互いに、私は役所に来て、即、運営委員会を開き、経過等についてい

+

るいろ運営委員の方々とお話をしたところでございます。急遽、運営委員会を開き、そしてそのいろいろな経過報告等を運営委員会の中で示したところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 今の答弁でわかりましたが、通常の人事の異動ですと3月25日前後に内示をして、4月1日に全体一緒に変わると、これが通常なんです、通常でなかったものですから、すると6月30日に蜂谷委員から会長が電話をいただいて、農林課に異動することになったということがわかったわけですね。すると会長には任命する権限があるんですね、農業委員会には。それを会議では座長を務めるし、あとは代表を務めるわけですから。本来は派遣されている者を一たん市長部局に返さなければ市長部局は農業委員会に任命できないですね。農林課に異動するということは言えないですね。その手続をやったんだと思いますが、その中身について人事を担当する総務課長にお聞きいたしますが、正式にはどういう手続をとったんですか。通常のあるですね、3月ですと一気に内示を出して、これ異動していきますよね。派遣元に一たん返す、返した者を、もう一回今度は新しい事務局長になろうとする者を派遣する、それを農業委員会として任命すると、こういう手続になると思うんですね。ちょっと時間を追ってわかるように説明していただけますか。

大沼 久委員長 佐藤仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 このたびの7月1日の人事につきましては、たしか6月の下旬、日にちははっきり覚えておりませんが、6月の下旬に市長の方から指示を受けまして事務手続をとったものでございます。

いろんな調整等についてどの程度必要なのかというようなことはわかりませんでしたけれども、先ほど来、話が出ておりました会長との、会長といいますが、行政委員会の長とのそ

う調整につきましては、市長の方でとっていただいたというふうに思っているところでございます。

なお、行政委員会と市長部局とのこの派遣関係、これをお互いに派遣する、派遣を戻すというふうな手続を経た上でそれぞれ任命するというふうなことになるわけでございますけれども、たしかこれは一連の作業については7月1日付でとっているはずでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 先ほど会長から市長との話し合いで不十分だからいわゆる事務局長を解任して、別の人をしたんだと、こういうふうに答えられていましたね。何をもって不十分だというふうに考えられたのか、市長にお聞かせ願いたいと思います。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 先ほど、蒲生委員が申されましたように、人事についてはそれはやっぱり個人名でありますから、それは私は適材適所で発令をしているというふうに申し上げさせていただきます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 市長、そういう意味で言っているんでないんですね。適材適所にわかりました。まだ2カ月ですよ、でも。教育委員会の方から蜂谷事務局長が就任して2カ月です。その4月1日のときには適していたんですか、いたんじゃないですか。その2カ月間に何があって、不十分だというふうに話し合いの中でなされたというふうに。人事の問題でもこれはきちっと私は名前も言って、人事異動発令された公文書を持って私質疑しているんですから、不十分だと言われたところの理由を言わなきゃいけないでしょう。その2カ月間でなぜ不十分だったのか、どういう情報を得て不十分だと感じたのかお答えください。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 私は7月1日の時点でいろんな問題を抱えている中で適材適所で発令をさせていただいたということであります。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 市長にここの部分ではあと話しただって、話にならないような気がしますので、ここのところはあとやめます。

しかしやめるけれども、いわゆるここの3つの、3人の人事を取り仕切ったのは市長が取り仕切っているんですね、今の質疑の中身からいくと。理由なく異動するなんてないでしょう。普通は例えば新しい事業をするようになったからだれだれを異動すると、こういうところでしょう。それで事務局長が異動したポストというのは新しい職名でしょう。何の仕事をさせるために農業委員会の6月までの事務局長を異動したと、これ言わなければ答えにならないじゃないですか。そこはどうですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 仕事等についても補佐の方が担当してられる部門を担当してもらいたいというふうに私は申し上げました。それから、その方はこちらの仕事をさせていただきたいというふうに申し上げました。それは7月1日時点の適材適所であります。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 私がこの部分で質疑を通告したのは、いわゆる6月議会が終わって、その後、いわゆる特区の議論が農業委員会でなされましたね。25日、日程を追っていくと25日ですね、6月25日にこの議論はなされましたね。農業委員会の総会の中で、議案の中で、議案何号か忘れましたが、私傍聴行っていたんです。その中でニュー彩エンの部分だけ議会と言うと継続ですね、審査扱いになったんですよ、全体の中で。私はこれが影響しているんじゃないかというふうに思うんですね。それ影響しなかったですか、市長、この人事異動に。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 人事につきましてはあくまでもやっぱり個人のこともありますから、これは私が適材適所をお願いをしているということであります。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 ならば4月1日に人事したのはなぜ適材であって、2カ月間で不適材になったんですか。それは答えなければいけないでしょう。それ答えないなんてないんじゃないですか。

農業委員会の会議、私も初めて傍聴したんです。議会はこれ質疑したって1時間であとこだけ頭下げておけば、通り過ぎればあと終わりなんですよ。農業委員会は私すごいこと会議しているんだなと思って、無制限1本勝負でやるんですね、一つの議案に対して。それもまたどうかなと思うけれども、それは農業委員会の会議の進め方だからそれはそれで私はいいと思うんですね。しかし、ここの部分というのは市長が人事をやったんだから、2カ月間どういう変化があったのかということを知っているわけで、委員長、ここをちょっと答えさせてください。時間だけ過ぎるでしょう。幾ら人事のことだっていって、質疑して悪いわけないでしょう。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 何度も申し上げておりますが人事であります。それぞれ人間には非常にいいところもありますし、それに得意なところもありますし、またそうでないところもあるかもしれない。いろんなやっぱり状況で、4月1日の状況と7月1日の状況で私が判断して、やっぱりこれは適材適所だというふうに判断したと、それ以上の答えはないと思います。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 過去のところを引き出しますけれども、かつて鈴木英次福祉事務所長が、名前上がって人事の問題でいろいろありま

+

したね。なぜこんな人事したんだと、質問したのは渡部健二議員です。十分に答えていたじゃないですか、市長が。なぜこれ、この分答えられないんですか。あれはよくて今回はだめですか。2カ月間で、だから適材のところから不適材になったのは何を、どういう情報を得て、何をしたのかということをお答えなきゃいけないでしょうが。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 不適材になったなんて私は一つも言っておりませんよ。より適材の人を任命したと、こういうことであります。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 話にならないこの部分。要するにこの部分は、市長が思い入れを深くしていたニュー彩エンの部分が継続になったので報復人事をしたいんでないかという市民の声があったから私は今回質問の通告しているんです。この分は話にならないようだから、あとやめますけれども、6月25日に農業委員会、私傍聴していたのは、9時から12時半まで傍聴していました。3時間半。当局の方からは企画調整課長、農林課長、農林課補佐、この3人だったと思います。私メモしてこうありましたけれども、この農業委員会の方といろいろ話をしたら、その後話聞いたら7月9日に農業委員会をやったんですね。

そこで農業委員会事務局長にお聞きしますが、ニュー彩エンの賃貸に対する、土地の賃貸に対する議案がありましたね、1件。そして職員の人事異動についての議案もありましたね。その議案が議案第40号ですね。職員の異動の承認についてです。先ほど会長の話ですと、全会一致で承認されたということですがけれども、運営委員会を先に開いて、言ってみれば地ならしなってるんで、ここに反対する人はいないんだと思います。そこでこの議案になっているんですね。職員の異動の承認について、蜂谷潔さんが

新職名、農林課農山村整備主幹。転入者、遠藤正明さんが農業委員会事務局長、こういうふうになっておりますね。ここで議案ですから、全員一致で通ったからよかったですね。通らない場合にだれが事務局長に就任するようになりますか、通らなかった場合、事務的な問題ですか。

大沼 久委員長 遠藤正明農業委員会事務局長。遠藤正明農業委員会事務局長 お答えいたします。

否決された場合は事務局長はどうなるのかというようなことでございますが、やはり委員会規定がございますので、そういった規定をもとにしまして、上司等の指示を仰ぎながら対応していくというようなことになろうかと思えます。

以上でございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 事務局長、そういうことじゃないような気がしますけれども、議案ですから、人事異動の議案ですから、その議案が否決になった場合には前任者がそのままになる。もう一つは7月1日に既に会長が任命しているんだから、新しい事務局長になる、これが2つ目ですね。3つ目は不在になる、この3つの中のどれかだと思えますけれども、そういう扱いにならないですか。

大沼 久委員長 遠藤正明農業委員会事務局長。遠藤正明農業委員会事務局長 お答えいたします。

事務局長の位置づけでございますが、農業委員会は事務の円滑かつ適正な運営を行う観点から事務局を設置し、事務局長を置くことが望ましいというふうに考えておりますが、そういったことで全国的には9割以上、事務局を設置して事務局長を配置をしているというふうなことでございます。

すべて否決なった場合のことではありますが、やはりいろんなケースが考えられまして、それ

はやはり上司等の指示を仰ぎまして、いろんなケースで、ケース・バイ・ケースで対応していくというようなことになろうかと思えます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 事務局長の上司ということは農業委員会の会長ですか。

大沼 久委員長 遠藤正明農業委員会事務局長。
遠藤正明農業委員会事務局長 お答えいたします。

上司につきましては私は7月1日出向を命じられたわけでありまして、やはり市長、及び会長というようなことになろうかと思えます。あとはそれから申しおくれましたが、運営委員会というようなことも考えられると思えます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 だからだれが事務局長に就任するんですかと。

私とっても疑問に思っているのは、人事異動が議案になるということそのものが私疑問に思うんですね。議案にするということは否決されることもあり得るわけなんですね。だけれども、7月1日でもう人事異動を発令しているんですよ。その後、7月9日に会議をやって、そこで議案として提出をして、うまく採決になったから、全員一致でね、よかったんですけども、ならない場合にはどうするんですかと。私はこの人事全体の中で、流れの中でかなりやっぱり不信に思っている部分があるんです。何もなければこんな時期に異動しないんですよ。幾ら市長が適材だといったって、もともと要らなかった職務ですからね、農山村主幹というのは、必要になった背景というのはあって異動したんだと思えます。異動したわけですから、新しい事務局長が今議案になったときに、否決された場合にだれがなるんでしょうと。否決された場合にそのまま前の人になるんじゃないですか。権限は農業委員会にあるんですよ。さっき会長が読み上げた法律の部分、第20条ですね。20条に

はその職員が置くことができるという部分と、もう一つは職員は農業委員会が任命するといっていますね。20条の4項には職員は会長の指揮を受け、農業委員会の事務に従事する。それなら、遠藤事務局長の上司は農業委員会の会長さんですね。その意味では私はいなくなるんじゃないかという気がしてしょうがないんですけどもね、一時。そこはどうでしょうか。

大沼 久委員長 遠藤正明農業委員会事務局長。
遠藤正明農業委員会事務局長 確かに農業委員会等に関する法律で、農業委員会の決議で任命されるというふうになってございますが、県の農業委員会等からも各市町村の事例を伺っておりますが、やはり4月1日の定期的の場合、事前にやはり会長なり運営委員会に話が出されまして、事後の総会で承認をするというふうなやり方が一般的といいますが、事例としてあると。これはやはり法の運用の範囲内であるというふうなことでございます。やはりいちいち農業委員会を開催して、人事異動の承認をするというやり方もございますが、そこまでは事例としては要求していないといいますが、なっていないというふうなことでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 今の言い方ですと、いちいち農業委員会を開催して決めなくたって人事の部分についてはそのままになるんだというような答えですから、議案で採択なるとなると人事異動は7月1日にしたんだから、そのとおりになるというね、新しい人がなると、こういうふうになるということですね、今の答弁は。

大沼 久委員長 遠藤正明農業委員会事務局長。
遠藤正明農業委員会事務局長 今までもその定期的の異動に関しましてもそういった流れでやってきているというようなことでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 今までの流れは流れで

+

すが、これは定期の異動じゃないから、私質問しているんであって、ちょっとこの部分も、もうちょっと農業委員会事務局としてこういう場合どうなるのか、ちょっと県にも農業会議みたいなありますね、全国の農業会議みたいなものがあるようですね、この法律見ると。そういうところに設置しなさいと、こうなっていますから、そういう凡例なんかを見て、いずれかの時期に教えてもらえればありがたいと思います。

議案で決定しようとしてまいと人事異動がなるんであったら、議案にする必要もないんじゃないかという気がして私はならなかったものですから、そこをお聞きしたいんですけども、この部分だけでとどまっているわけにいかないんで、次の項に移りたいと思いますが、6月定例議会における「食の安心安全＝レインボー特区」の質疑経過と結果についてということですが、結果は補正予算に盛り込まれたやつは決定したんですね。結果はわかっているんです。結果はわかっているんですが、そこに至るまでの経過がやっぱり問題であって、農林課長、先にお聞かせ願いたいと思いますが、最初にこの後でこのプロジェクトの設置をしましたね。そのときに同時にいただいた資料なんですけれども、特区関係の経過についてという、2月27日のところから6月24日までのところ書かれた資料がありますね。これどこで発行したかは書いていなくて、いつ発行したかも書いていなくてわかりませんが、ここの段階で見ていくとわかるのは、6月4日にはニュー彩エンが県へ計画を変更し事業を行う旨報告、こう書いてありますね。6月8日、市への特区参入申請書（ニュー彩エン）よりの変更依頼、対象面積3万27平米、軽量鉄骨ハウス1棟、パイプハウス20棟、（地権者の相続登記関係及び補助対象事業の圧縮により変更）と、こういうふうになっておりますが、6月の議会中にいわゆる産業建設常任

委員会に説明した中身と違うように決定することがはっきりしたんですよ、ここで。はっきりしたと思うんです。6月14日には県の園芸産地拡大強化支援事業の最終結果通知と、こういうふうになっていますね。遅くたってここではっきりしたと思うんですよ。そういう確認でいいですか。

大沼 久委員長 梅津和土農林課長。

梅津和土農林課長 お答え申し上げます。

この特区の経過につきましての文書でございますけれども、農林課で作成したものでございます。それで蒲生委員が今、おっしゃられました6月4日、並びに8日、さらに14日の件につきましてでございますけれども、これは14日ですけれども、最終結果通知というのはいわゆる内示というふうなことでございまして、はっきりしたものではありません、内示でございます。

以上でございます。

大沼 久委員長 ここで昼食のため、暫時、休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

大沼 久委員長 午前に引き続き、会議を再開いたします。

質問を続行いたします。

17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 午前中農林課長に質問して答弁いただいたその続きのところからですから、要するに農林課だけでなく、それに関係していた職員それぞれに5月25日の日程に書いてあるニュー彩エンが5,755万5,000円、平野トマト生産組合が1,415万4,000円のところがそれぞれにニュー彩エンが1,726万、平野トマト

組合が1,273万7,000円というようになったわけですね。その後、予算委員会でも質疑がありましたね。ここでこういうふうな数字が出ているにもかかわらず、議会で本当は報告しなければいけないですね。これくらいの大きな違いですから。だまっているように打ち合わせしたわけじゃないんですか。そこはどうですか、協議しなかったですか。だれだれ知っていましたか。
大沼 久委員長 梅津和土農林課長。
梅津和土農林課長 蒲生委員のご質問にお答えいたします。

確かに蒲生委員おっしゃられるようにこの経過の中でですけれども、6月の、先ほどから繰り返しますけれども、14日の日には最終通知というふうなことでございました。6月の議会につきましては17日が産業建設常任委員会、18日が予算特別委員会というふうな日程になっております。

先ほど蒲生委員のご質問の中で、最終通知をもって決定ではないのかというふうなご質問があったと思います。それに対して私は内示であったというふうなことで答えているわけですけれども、この認識につきましては私個人的な認識でございまして、やはり私の個人的な考えで言いますと、正式決定があってから議会には報告するべきものという、今、思えば勝手な判断だったのかもしれませんが、そういう認識がございました。そういうことで決算特別委員会にもそのとおりの上程されてある補正予算でそのまま審議をしていただきまして、なお、つけ加えさせていただきますと、7月20日の日の産業建設常任委員会協議会の席で、7月14日の日に内示の正式な決定通知、内示じゃありません、補助金の決定通知が来てということでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 日程的にはわかりました。だけれども、私質問したのはそういうふう

に、この14日の日のこの数字になったというのを、だれだれ知っていましたか。市長、企画調整課長、農業委員会事務局長、知らなかったですか。そこどうですか。

大沼 久委員長 梅津和土農林課長。

梅津和土農林課長 農林課の職員しか存じてなかったと思います。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 するとなると勝手な判断ですね。上司にこれくらいの大きな変更、変更届までしているんですよ。上司に報告しなかったんですか、聞いていなかったですか、市長、そういうような変更。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 これは当初5,700でありまして、これがなかなか他の市町とのかかわり合いもあって、全体の枠もあって、なかなか流動的な面があて、まだやっぱり正式の決定通知の文書を得ないといけないとわかりませんと、そういうご報告ですから、それはそうだと思っておりました。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 するというと、議会開催中は農林課長以外にはこれは知らなかったと、全く。管理者としておかしいような気がするけれどね。これくらい大きな、この協議というのは県と協議終わっているんですよ。終わったものを議会途中で、答弁にしても変更しなきゃいけないんじゃないですか。いや、まだ聞いていないですから、変更しなければならぬんじゃないですか。それはだから企画調整課長も市長も知らなかったのかと、これ調整してるとなっているんですよ、6月14日。言わなかったですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 先ほども申し上げましたように、全額そうなるかどうかは非常に微妙な状況だと。それからやっぱり他の市町のところではつかなかった市も町もあるわけでありまして、いろんな

面でやっぱりこの正式に来るまではやっぱりそれは途中段階なのだと、そういう報告はちゃんと受けておりました。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 ということは、6月14日のこのニュー彩エンの1,726万円というのは、県と話し合いの途中経過であるということは市長は聞いていたんですね。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 お話ししたとおり、これはなかなかまだ確定までにいろいろ紆余曲折があるのだと、ありそうだということは私は聞いておりました。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 変更届をニュー彩エンの方は、いわゆる仕事の変更届を出しているわけですから、それに基づいて県の方の協議結果を出しているわけですね。県の方は役所の仕事ですから、これ日程は入れてきますよ。だったら一番最初の5,755万5,000円というのは、こんなもの数字勝手に歩いたんですか。私、この数字わかったのは農業委員会の総会の日にはわかったのですよ。議会終わった次の次の日です。次の日です。25日、次の次の日ですね。

このときに私ちょっとメモしながら聞いていたんですよ。こういうふうになっていると思います。市長部局の方からこの3人出ていましたね。農業委員の方からの質問でこう言いました。「議会で議決した県の補助金額と決定した金額に余りにも開きがあるのではないか」というふうに委員の方から質問ありました。それについてこういうふうに、これは企画調整課長が答えたような気がしたんですが、「議会に予算を提案して決定したときと、実際の補助金額が違う、結果が違うというのはまああることだ」というふうに答えましたね、どちらでしたか、わかりませんが、農林課長ですか。そういうふうに答えましたね。そこで農業委員の遠藤允委

員からこういうふうに指摘されましたね。「議会の決定はそういうものではない」と、こういうふうに指摘されましたね。その後、私のメモにはないんですよ。何て答えましたか、農業委員会で、それに対して。

大沼 久委員長 梅津和士農林課長。

梅津和士農林課長 お答え申し上げます。

その後の答弁でございますけれども、議会に報告しなかったのは私のミスであったというふうに思いますというふうにお答えしております。大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 要するに議会開催中にわかっていたんですよ、この数字。もともと予算なんていうのはそういうものなんですから。目標とする予算、獲得しようとする予算から、例えば10%なら10%狂うのはこれまああることですよ、それは、ねえ決定することは。これは違うでしょう、この数字は、5,700万と1,700万の違いでしょう。まああることじゃないんですよ。途中で事業計画変更しろというふうにニュー彩エンは言われたんでしょう、多分。言われた、その変更したものを県の方に出したんでしょう。これは質疑の経過で言うておかなければいけないことだと思いますよ。管理職としてどう思いますか、市長は、そこは。そこだまっていたんですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 何度も申し上げておりますが、しかもこの他の市町とのかかわりもあり、それからこの農業委員会でこの6月25日だってまだ、それが長井市で受け入れられるかどうかというところもまだ流動的な面があったわけですよ。そういったところを報告を受けておいたと。そして文書で来たのが7月14日だと、こういうことでありますから、ご理解をいただきたいと思っております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 市長、そんなことは当

たり前の話だといっているんだ、私は。当たり前
前の話でしょうが、そんなこと、答えてもらわ
なくてもいいところですよ、それは。

議会に議案を提案するとき、そういうふう
な、言ってみれば適当な数字で提案したわけじ
ゃないでしょう。協議会に数字を出して、これ
だけ計画書出ているんだから。議会の途中で変
わったなら変わったというふうに言わなきゃい
けないでしょう。議会に対する説明責任を私は
あると思うんです、思うんですよ。質疑途中で
すから。予算ですか、それで。決算に対してど
ういうふうに違ったかというように質問してい
るんじゃないんです、私は。そこの管理者側の
責任というのはこれ大きいというふうに思いま
す。

要するに今回の答弁では農林課長、お前が言
わなかったことにして全部責任をかぶれと、大
体こういうふうになるんだと思いますね、これ
は。言わなきゃいけないんですから、これは、
上司に。これ上司に言わなかったなんていうの
はとんでもない話だよ、途中経過だって。まず、
そこをそういうふうに思います。

最初の方で、人事の件でロスタイムあったわ
けですけども、おおむね20分あたりに向かっ
てこう質疑を進めたいと思いますので、次の項
に移りたいと思います。

食の安心安全＝レインボープラン特区プロジ
ェクト設置要項についてお伺いいたしたいと思
います。

8月20日の全員協議会の折に議会代表でプロ
ジェクトに出席していた議員から報告でありま
すけれども、市長の私的諮問機関だというふう
に報告を受けたんです。この第1のところ、
設置というところと言っているのが、特区の円
滑な運営を図るためというふうにしてあります
けれども、農林課長にお伺いいたしますけれど
も、これまでの経過の中でどこか円滑でない
ところあったんですか。私はかなりスムーズにい

ったなというふうに思っているんですが。

大沼 久委員長 梅津和土農林課長。

梅津和土農林課長 お答えいたします。

私も蒲生委員と同様、円滑にしていると思
いますが、なお円滑を期すためにというふうな
ことでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 市長、私的諮問機関と
いうことで確認していいんですか。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 そうさせていただきました。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 もう一回、市長にお伺
いしますが、プロジェクトの設置等、第1回会
議の案内ありますね。これ議会の方にいただ
いたものでありますが、市長目黒栄樹さんから発
出文書、農276号というのは、これは公文書で
ないですか。私的の機関だとかいうふうにな
らないような気がするんですけども、どうで
すか、市長。

大沼 久委員長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 これは私の例えば条例に基づく
この委員会というのと、そうでなくてというの
があると思います。これは総理大臣でも私的な
諮問機関というのがあるわけですから、やっぱ
りそれはそういう区分けをさせていただいたわ
けであります。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 総理大臣と同じに、イ
コールにしないでもらわないと困るわけですけ
れども、いわゆる農林課長にお伺いしますが、
第2号のところがありますね。所管事項のとこ
ろですね。2のところの、第2の2と3。食の
安心安全＝レインボープラン特区における特定
法人の参入基準に関することと、もう一つは3、
市内全地区へのレインボープラン拡大に関する
ことということですね。極めて重要なことを議
論するんですよ。

+

目黒栄樹さん個人が招集する文書ならいいですよ。事務方が農林課で、農林課の公文書の番号が振ってあって、招集するのが各界の代表者ですね、有名な方ばかりです。この人たちが市長名で名前もらって、私的諮問機関であるかどうかというのは会議出てみないとわからなかったですね。行かないわけじゃないでしょう。こういうのが私的諮問機関になるんでしょうかね、どうですか、事務方として、その判断は。

大沼 久委員長 梅津和土農林課長。

梅津和土農林課長 お答え申し上げます。

私的諮問機関かどうかというふうな性格の位置づけであると思いますけれども、この会議につきましては市長からの打ち合わせがあった際についても、まず、そのレインボー特区で今抱えている問題を、今、蒲生委員がおっしゃったような各界各層の方から率直なご意見をお聞きしてみようというような発想から生まれたものというふうに私は解釈しております。

以上でございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 率直な意見をお伺いする場が諮問機関なんです、それぞれに。いっぱいありますでしょう。ちょっと拾い始めてみたいんですけども、余りいっぱいあるものだからやめた、やめたんです。男女共同参画推進条例に基づく審議会だとか、振興審議会だとか、安全推進協議会、これは違うかな、個人情報保護審議会だとか、条例をずっと開いていくと、それぞれの条例に基づく審議会がいっぱいあるんですよ。それ全部費用出していますね、審議会があれば。これ私的諮問機関ですから、勝手に集めて、言いたいこと言わせて、言ってみればサロンですね、すると今の農林課長の話だと。サロンですから、言いたいこと言いつ放しでいいわけですね。それで費用弁償もしないと、こういうことになりますか。

大沼 久委員長 梅津和土農林課長。

梅津和土農林課長 費用の件でございますけれども、第1回の会議が討論が終了後のその他の事項でございましたけれども、事務局の方から費用について、費用弁償について予算化をしていないのでご協力いただけますかというふうなことをお諮りいたしましたところ、皆さんの賛同を得ましたのでそういう扱いにしたところでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 審議会に皆さんに賛同得れば費用、予算組んでいないから出さないというのは可能なんですか。ほかの審議会どうですか、総務課長。審議会があって、今回予算組めなかったんで、費用弁償もできませんというふうにした場合に、審議会の委員の方が出席した場合に、みんないいとなったらこれいいですか。

大沼 久委員長 佐藤仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 自治法に基づく審議機関等で、なおかつ地方公務員法第3条に基づく特別職として条例措置されている場合については自治法の第203条に基づいて、これは報酬は支払い義務が生じますが、そういった審議機関ではなくして、そういった特別職にもありませんよという場合には、これは報酬等じゃなくして、もしくは場合によっては何がしの謝礼は差し上げると。また、場合によってはボランティアでお願いすると、そういったいろんな多様化した対応になるうかと思っております。

(「条例化されたものもそうですか。」と言う者あり)

佐藤 仁総務課長 条例化されたものについては、これは特別職としての位置づけとあるとするならば地方自治法の第203条の規定に基づいて、これは支払い義務が生じてきます。ただし、その報酬等についても条例で定めるというふうなことになっております。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 市長、私的諮問機関とはいいいですよ。長井市長目黒栄樹で招集しなければいいですよ、頭に肩書なければ。だけれど、長井市長目黒栄樹さんというのは、長井市内の最高権力者ですよ。その人が招集文書を名前で出して、招集するのは私的なものではないでしょう、これは。中身議論することは極めて公的な中身ですよ。条例化しないであやふやにして議論を進めていくというのは私はよくないと思います。そこは、今、条例化されたものであっても、審議会の委員が、例えば今回は予算組めなかったんだ、遠慮しますと。条例事項にあるやつですよ。それでもそうなれば支払う必要がありますか、ないですかと。ここの部分だけ答えただけですか、総務課長。

大沼 久委員長 佐藤仁総務課長。

佐藤 仁総務課長 ちょっとど忘れしたところありますけれども、これは辞退することはたしか可能なはずでございます。法的に、事細かなことは忘れましたが、これたしか間違いないはずでございます。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 それは招集してからみんないるところで、きょう来た者はみんな金ないからボランティアでしてくださいと、市長が招集したのに対してこう言われて、いや、報酬もらなくてはだめよというふうになった人がいたらどうするんですか、これ。出すんですか、招集してから、来てから。こんなことあり得ないでしょうが。

私言ったのは肩書が市長で出しているものというのは、私的な諮問機関じゃないでしょう。おかしいなと思って、産業建設常任委員長にも聞いたんです。だれが座長になったんですかといったら、市長がなりましたと、こういうふうには答えているんです。ああ、やっぱりそうかと。私、やっぱりそうかと思ったんですよ。諮問機関ということは市長が案内を出して、市長が招

集をして、みずからプロジェクトの座長について、答申する中身は座長目黒長井市長が座長になっているから、目黒長井市長が目黒長井市長に対して答申を出すと、こういうような段取りになるんじゃないですか、事務局長、結果は、大沼 久委員長 梅津和土農林課長。

梅津和土農林課長 お答え申し上げます。

最終的にどういうスタイルというか、どういう答申になるのかというのは、これからの今後の議論の成り行きになると思いますけれども、議員の皆様にもお配りいたしました会議録にも市長が書いてありますけれども、当分の間は委員の皆さんの、委員というのはプロジェクトの皆さんです。委員の皆さんのご意見をお伺いするために私が進行役として座長を務めますというふうな市長のご発言があったと思います。

以上でございます。

大沼 久委員長 ここで蒲生委員に申し上げます。25分で終了するように質問の方、お願いいたします。

17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 あと1点だけじゃあお聞かせ願って、あと終わりたいと思います。

こういう審議会だとか何かという組織については、法律で議会から入らなければならないというふうになっているもの以外については、議会から派遣しないとなっていることを農林課長知っていますか。そのときにはまだ課長じゃなかったから知らないと言ったってこれそれまでですけども、知っていますか。

大沼 久委員長 梅津和土農林課長。

梅津和土農林課長 存じておりませんでした。

大沼 久委員長 17番、蒲生吉夫委員。

17番 蒲生吉夫委員 これで終わります。

今、言ったように法的な定めのない限りは派遣しないことにしています。条例上、議員が入るような第1号議員、例えば水道審議会に第1号議員の議員が入っていったりなんかしました

+

ね。ああいうところは条例を逆に変えてもらったんですね。その意味ではご検討いただいた方がいいかなというふうに思います。別にこの機関をやめた方がいいのではないかなという事は言いませんので、これで質問を終わりたいと思います。

大沼 久委員長 次に、順位3番、議席番号9番、蒲生光男委員。

9番 蒲生光男委員 私が質問をしたいと考えていることは2点でございます。かゆいところに手の届く答弁をしていただくと、実に簡単に終わりますんで、その点お願いしておきたいと思います。

まず、9月の一般質問で企画調整課長にいろいろくたはあったんですが、企画調整課の中で文書の不要の文書、あるいは不急な文書の整理をなさったということがありましたねということについて、あなたは何も答弁しなかった。ですので、そのことについてきょうはお聞きをしまいたいと思います。やっぱり聞いていることに端的に答えてほしいんですね。

それで平成11年6月に私と大道寺議員がISOの14001、いわゆる環境の国際規格であるこの認証取得をとるべきでないかというふうに申し上げてまいりました。13年3月の議会で市長が正式にその意思表示をされているわけですが、なぜこれをとるべきだと申し上げましたのかそれをもう一度簡単に振り返ってみますと、直接的な取り組みとしては一つには環境の世紀と言われるように環境に優しいまちづくりを進めていくべきだということが第一点ですよ。

それから、この取り組みをすることによって、このその取り組みの過程の意識の中から、いわゆる仕事の改善の意識が芽生えていくはずだと。芽生えなければこんなことやっている必要がないんですね。芽生えていくはずだと、必ず。その芽生えますと、自分のやっている仕事を見直すという点において、例えば今これから質問

するようなことを自然発生的に私は出てくるのではないかということを期待しているわけですよ。ですから、その取り組むべきだと申し上げてきました。

それから、13年4月から行財政改革取り組みましたね、5カ年計画で。これある意味では聖域のない行革でありますから、市民に対しても等しく我慢を求めてきたわけですよ。我慢を求めてきてもまちづくりは停滞してはいけません。だから逆な言い方をすると、金がないことを逆手にとったまちづくりを進めていくべきだということで提案してきたわけですね。

つまり環境だって面倒くさいことは考える必要はないんで、例えばごみという点におきますと、毎日毎日山のようなごみが発生しますので、そのごみを媒体にした取り組みをすることは、市民がだれでも等しくできる、内容であると。だからこの5カ年間に於いて日本に名だたる環境都市長井をつくっていくことこそが、この行革の中におけるまちづくりの一番いいやり方ではないかということが期待できましたので、私は申し上げてきたはずですよ。会議録を振り返ってみますとそれしか言っていないですから、何度も何度もですね。

その後、確かにポイ捨条例であるとか、ダイオキシンの被害から市民を守る条例であるとか、安心安全まちづくり条例であるとか、いろんな条例がつけられまして、今あるわけですが、それよりも何よりもこの環境都市を予見するかなような不伐の森条例が先人によってつけられているわけです。そういった背景がまずあると。

私はこの14001の取り組みの延長として、直接的なことじゃなくてですよ、その取り組みを通して、その延長として行革の改善が進んでいかなければならないと。進まなければ進むようにやらなきゃいけない。それが皆さん、管理職の任務ですよ。仕事じゃなくて任務なんですけ